



# アイネス ホッと通信

## 愛称…アイネス(i-ness)

新しい時代の消費生活、男女共同参画を自ら考える場を意味しています。

【i】……愛情・情報・私  
 【ne】……新しさ(=new) 次の時代(=next)  
 【s】……消費  
 【s】……参画



No.23  
2007.3

男女共同参画推進事業者顕彰表彰式・「ワーク・ライフ・バランス」講演会(平成19年2月27日アイネスにて)

## INDEX

消費者団体訴訟制度……………2～3  
 消費生活のひろば……………4～5  
 男女共同参画のひろば……………6～7  
 アイネスからのお知らせ……………8



アイネス  
相談ダイヤル

●消費生活等相談	097-534-0999
●消費生活特別相談	097-534-4034
第3日曜日(休館日)を除く日曜日(13:00～16:00)	
●食品表示110番	097-536-5000
●男女共同参画についての申出	097-534-8477
●女性総合相談	097-534-8874
●県民相談	097-534-9291

# アイネスからのお知らせ

## 年間利用者募集 アイネスルームの団体専用ロッカーとメールボックス

- ①団体専用ロッカー  
 \*目的 団体活動に必要な物品などを保管するために利用できます  
 \*対象 アイネスを利用する団体  
 \*使用料 1ロッカーにつき年額2400円(1団体につき2個まで利用できます)
- ②メールボックス  
 \*目的 各団体のチラシ配布や各団体間の連絡に利用できます  
 \*対象 営利目的以外の団体  
 \*使用料 無料(1団体につき1ボックス利用できます)
- \*利用期間 ①、②とも平成19年4月1日～平成20年3月31日  
 なおメールボックスからの発送、メールボックスでの郵便物の受取りはできません。
- 申込方法については アイネスに直接お問い合わせください。

### 出前講座のお知らせ

アイネスでは悪質商法の事例や被害に遭わないために気をつけることなどについて消費生活啓発講座講師派遣事業(無料)を行っています。講師派遣を希望する場合は、おおよね希望日の2週間前までにお電話をお願いします。(担当:首藤)

### 『託児サービス』をご存じですか?

「ハローワークで求職相談をしたい」「パソコン講座に通いたい」「会社の面接に行きたい」等々、アイネスでは子育て中の女性のみなさんの仕事探手を応援するため、託児サービスを実施しています。経験豊かな保育士や託児サポーターのみなさんが貴女のお子さんを大切にお預かりします。どうぞお気軽にお問い合わせください。

- ◆日時:毎週木曜日 9:30～16:30
- ◆場所:アイネス2F和会議室
- ◆申込:先着順・常時5名まで(無料)

また、託児サービスに併せて、あなたに合った仕事の探した方、求職活動の進め方について相談に応じる「キャリア・カウンセリング」や、パソコン操作を覚えたい方のための「OA研修室無料開放」も無料で開催しています。ぜひ、ご利用下さい。  
 問合せ:097(534)4034



## アイネスの講座・イベントのお知らせ

### 3月予定表

1	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児サービス ※予約制
2	金		
3	土	14:00～16:00	NPO法人キャリアサポート草【無料相談】 ※予約制
4	日	13:00～16:00	特別相談【消費生活】
5	月	9:30～10:30	消費生活出前講座・東穂田校区公民館
6	火	13:30～16:30	私育てのウォームアップ講座
7	水	10:30～11:40	消費生活出前講座・日田市中ノ島老人福祉センター
8	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児サービス ※予約制
		13:00～16:30	女性のチャレンジ相談【専門】 ※予約制
		13:00～17:00	IT学習支援【OA研修室無料開放】
9	金		
10	土	10:00～14:30	リーダーシップ講座
11	日	13:00～16:00	特別相談【消費生活】
12	月		
13	火		
14	水		
15	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児サービス ※予約制
		10:00～12:00	消費生活出前講座・別府市扇山公民館
16	金		
17	土		
18	日		休館日
19	月		消費生活出前講座・玖珠町役場
20	火		
21	水		春分の日
22	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児サービス ※予約制
		13:00～16:30	女性のチャレンジ相談【専門】 ※予約制
		13:00～17:00	IT学習支援【OA研修室無料開放】
23	金		
24	土		
25	日	13:00～16:00	特別相談【消費生活】
26	月		
27	火		
28	水		
29	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児サービス ※予約制
30	金		
31	土		

### 4月予定表

1	日	13:00～16:00	特別相談【消費生活】
2	月		
3	火		
4	水		
5	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児サービス ※予約制
6	金		
7	土	14:00～16:00	NPO法人キャリアサポート草【無料相談】 ※予約制
8	日	13:00～16:00	特別相談【消費生活】
9	月		
10	火		
11	水		
12	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児サービス ※予約制
		13:00～16:30	女性のチャレンジ相談【専門】 ※予約制
		13:00～17:00	IT学習支援【OA研修室無料開放】
13	金		
14	土		
15	日	13:00～16:00	特別相談【消費生活】
16	月		
17	火		
18	水		
19	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児サービス ※予約制
20	金		
21	土		
22	日		休館日
23	月		
24	火		
25	水		
26	木	9:00～16:30	女性のチャレンジ相談【一般】
		9:30～16:30	働きたい女性のための一時託児サービス ※予約制
		13:00～16:30	女性のチャレンジ相談【専門】 ※予約制
		13:00～17:00	IT学習支援【OA研修室無料開放】
27	金		
28	土		
29	日	13:00～16:00	特別相談【消費生活】(昭和の日)
30	月		振替休日

注) 4月の休館日は第3日曜日から第4日曜日に変更します。

## 大分県消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉

〒870-0037 大分市東春日町1-1 (NS大分ビル内) TEL: 097-534-4034 (代表) FAX: 097-534-0684  
 ●ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html> ●Eメール [a13040@pref.oita.lg.jp](mailto:a13040@pref.oita.lg.jp)



# おとなの学び講座

男女共同参画の推進に意欲的な人材を発掘し、地域における実践的なリーダーを養成するため実施しました。

## 地域編

**日時** 平成18年9月～10月

**場所** 日田市役所、津久見市役所、宇佐市役所、豊後大野市役所の4カ所

**受講生** 109名



	カリキュラム	講師
1	自己紹介 男女共同参画社会とは	消費生活・男女共同参画プラザ
2	女性が興した女性のための地位向上と地域づくり運動について ・戦前・戦後から現代までの社会や地域の変化を考える。	瀬平地区公民館長 衛藤 弘海さん
3	家族と家庭の今後のあり方や生き方について ・男女のそれぞれの特性を尊重しつつ、かつ活かしながら、よりよい夫婦や親子関係のあり方を考える。	大分県社会教育委員 三重野 待子さん
4	地域の将来像について 男女が共に支える地域づくりについてをテーマとしたグループ討議 ・ワークショップ形式でのグループ討議及び討議内容発表(6グループ程度)	市町村講師

## 専門編

**日時** 平成19年1月27日(土)、2月3日(土)、2月10日(土)の3日間

**場所** アイネス 2F 小会議室

**受講生** 22名



	講座内容	講師等
1 日目	男女共同参画概論 ・男女共同参画社会をつくる ・男女共同参画社会をめざす条例と行動計画	佐賀県立女性センター・アバンセ 事業コーディネーター 甲木 京子さん 群馬バース大学 教授 内藤 和美さん
2 日目	少子高齢化と男女共同参画について	佐賀県立女性センター・アバンセ 事業コーディネーター 甲木 京子さん 元福岡県男女共同参画センター・あすばる 館長 高山 史子さん
3 日目	職場における男女共同参画について	佐賀県立女性センター・アバンセ 事業コーディネーター 甲木 京子さん

## 「デートDV」って知っていますか？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫やパートナーなど親密な関係にある男女間でふるわれる暴力のことをいいます。これは、大人だけの問題ではなく、社会に出る前の高校生や大学生のカップル間でも、親密な関係になるとDVと同様のことが起こっています。こうした交際相手への暴力のことを一般に「デートDV」と呼んでいます。

今年度、県が、県内の大学2校・高校4校を対象に開催した「デートDV防止セミナー」の会場で行ったアンケート調査では、

●大学生では17%の人が、高校生でも8%の人がデートDVを体験している。

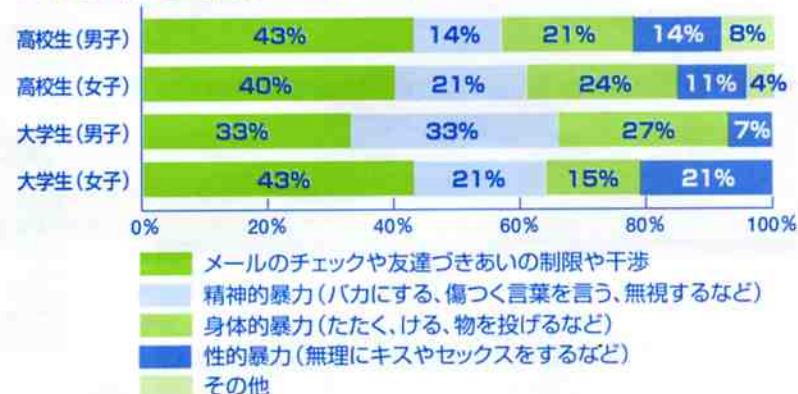
●被害を経験した割合は男性より女性の方が多く、大学生(女性)においては約5人に1人が、高校生(女性)においては約10人に1人がデートDV被害を受けている。

ことがわかりました。

どんな理由があろうと暴力をふるっていい人などいません。暴力で相手を支配しようとするのは間違っていることに気づき、加害者にも被害者にもならない、対等な関係で相手を尊重することが大切です。増え続けるDVを根絶し、男性も女性も互いの人権が尊重される社会をつくるためには、高校生や大学生の段階からDVの抱える問題について理解を深めることが大切です。



●被害体験の主な内容は、以下のとおりです。



### デートDV防止啓発パンフレット「デートDV～これって愛～」を作成しました

県では、高校生・大学生を対象としたデートDV防止啓発パンフレットを作成しました。「デートDV防止セミナー」で多くの高校生や大学生の啓発に活用してください。

お問い合わせは  
大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課まで!  
TEL.097-506-3047

県では男女共同参画社会づくりに関する県民と事業者の関心と意欲を高めるため、今年度初めての取組として男女共同参画の推進に積極的に取り組む下記の2事業者を表彰しました。



### 【医療法人 敬和会 大分岡病院】(大分市)

代表者:理事長 岡 宗由

業 種:医療業

従業員数594人(女性476人、男性118人)

#### ■表彰理由

①女性管理職の積極的な登用  
(情報管理部長、人事課長、看護管理部などに女性を登用している。)

②仕事と家庭の両立支援環境の充実  
(院内に病児保育施設や託児所(H19.4~)を設置している。また、過去3年間に育児休業の取得者が47人、介護休業の取得者が3名おり、働きながら子育てしやすい環境を整備している。)

### 【株式会社 太田旗店】(大分市)

代表者:代表取締役社長 太田 恵三

業 種:旗製造業

従業員数145人(女性64人、男性81人)

#### ■表彰理由

①性別にとらわれない人員配置  
(女性の営業課長がおり、役職者に占める女性の割合も高く、女性の登用や職域拡大に努めている。)

②「太田旗店あたりまえ辞典」の作成  
(セクハラ防止対策や、男女がともに働きやすい職場風土づくりを進めている。)

## 働く女性のための リーダーシップ講座

職場でリーダーを志す女性を対象に、実践力を養う講座を開催しました。

(委託先)NPO法人アシスト・ハル・オオイタ

**日 時** 平成19年2月24日(土)、25日(日)、3月10日(土)の3日間

**場 所** アイネス 2F 大会議室ほか

**受講生** 18名

	テ ー マ	講 師 ・ 内 容
1 日 目	「女性の特性・感性の生かし方」 ●キーノートスピーチ ●トークセッション	お菓子の卸問屋 株式会社 大島屋 常務取締役 首藤 浩さん 聞き手:キャリアカウンセラー 西村 慶治さん
2 日 目	「地域のリーダーと情報交流」 (別府市)	別府・湯のまちママさんガイド 岸川 多恵子さん他 竹瓦界隈路地裏散策、別府市竹瓦温泉
	「企業の中のリーダーに学ぼう」 (国東市)	大分航空ターミナル(株)瀧口 敦子さん 女性リーダーとの意見交換と施設見学
3 日 目	「おさる社会に見るコミュニケーションとリーダーの原点」	高崎山自然動物園 河野 光治さん 人間の子育てにも役立つ笑えるひととき。
	公開講座 ～双方の気づき～ 「雇う側と雇われる側の意識改革」	NPO法人GEWEL 代表理事 堀井 紀壬子さん(東京都) 専業主婦から700人の部下を率いるエイボン化粧品会社のナンバー2に。現在は女性のキャリア支援に取り組む。





## 日本司法支援センター (法テラス)では、

法的トラブルを抱えてお困りの方に最適な相談窓口や法制度に関する情報を提供しております。なお、トラブルの内容に応じて、法的判断を行い、採るべき手段をアドバイスするといった法律相談は行っておりません（下記の民事法律扶助および司法過疎地域における法律相談を除く）。そのような相談が必要な場合には、弁護士会や司法書士会等をご紹介します。

### ①情報提供

法的トラブルの紛争解決に役立つ情報や、法律サービスを提供する国、地方公共団体、各種相談機関、弁護士・司法書士等の各種士業団体の相談窓口の情報を無料で提供します。

例えば…

友達に15万円貸したけど、いくらお願いしても返してくれない。

訪問販売で商品を買ったけど、高すぎたので返したい。

裁判を起こしたいけど、弁護士や司法書士を頼むお金がない。

リフォームのトラブルに関して相談窓口を探しています。高齢者で事情もいろいろあるので、お会いして説明したい。

法テラス

☎0570-078374

#### 法制度紹介

少額訴訟制度をご存じですか。この制度を使えば、簡単に裁判できます。

#### 相談窓口紹介

消費生活に関するご相談ですね。専門の機関・団体をご紹介します。

#### 法テラス

(地方事務所・支部・出張所)  
面談でお話を伺った方がよいですね。地方事務所の相談窓口にお越しください。

### ②民事法律扶助

資力の乏しい方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立替えを行う制度です。援助にあたっては資力などの審査があります。

#### 援助の内容

- 法律相談援助…弁護士・認定司法書士による無料法律相談
- 代理援助…裁判や調停、交渉などで専門家の代理が必要な場合に、弁護士・認定司法書士を紹介し、その費用を立替えます。
- 書類作成援助…自分で裁判を起こす場合に、裁判所提出書類の作成を行う弁護士・司法書士を紹介し、その費用を立替えます。

### ③司法過疎対策

近くに弁護士や司法書士などの法律専門家がないなどの理由で法律サービスを受けることが難しい地域において、法テラスに勤務するスタッフ弁護士が適切な料金で法律サービスを提供します。

### ④犯罪被害者支援

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族に対し、刑事手続への適切な関与や、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度、犯罪被害者支援団体等に関する情報を提供します。また、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介します。犯罪被害者支援に関するご相談は、専用ダイヤル☎0570-079714(なくことないよ)までお電話ください。

### ⑤国選弁護関連業務

刑事裁判で、弁護人を頼みたいけれど、お金がなくて頼めない。そういう場合に裁判所(国)が選任する弁護人が国選弁護人です。これまで国選弁護人は、正式に裁判を受ける被告人についてだけ選任されていましたが、平成18年10月からは、一定の重大事件について、裁判を受ける前の被疑者段階から国選弁護人が選任されることになりました。また平成21年には、一般の方が刑事裁判に参加する裁判員制度も始まります。法テラスでは、こうした新たな制度に対応するために、各地の裁判所からの要請に応じて国選弁護人の候補を通知し、国選弁護人を確保するなどの業務に当たります。

※弁護士や司法書士などの法律専門家は、独立してその職務を行うものであり、支援センターの指揮・命令を受けるものではありません。

★法テラス大分 〒870-0045 大分市城崎町2-1-7 (TEL050-3383-5520)

消費者全体のために、消費者団体が訴訟を提起することができます。

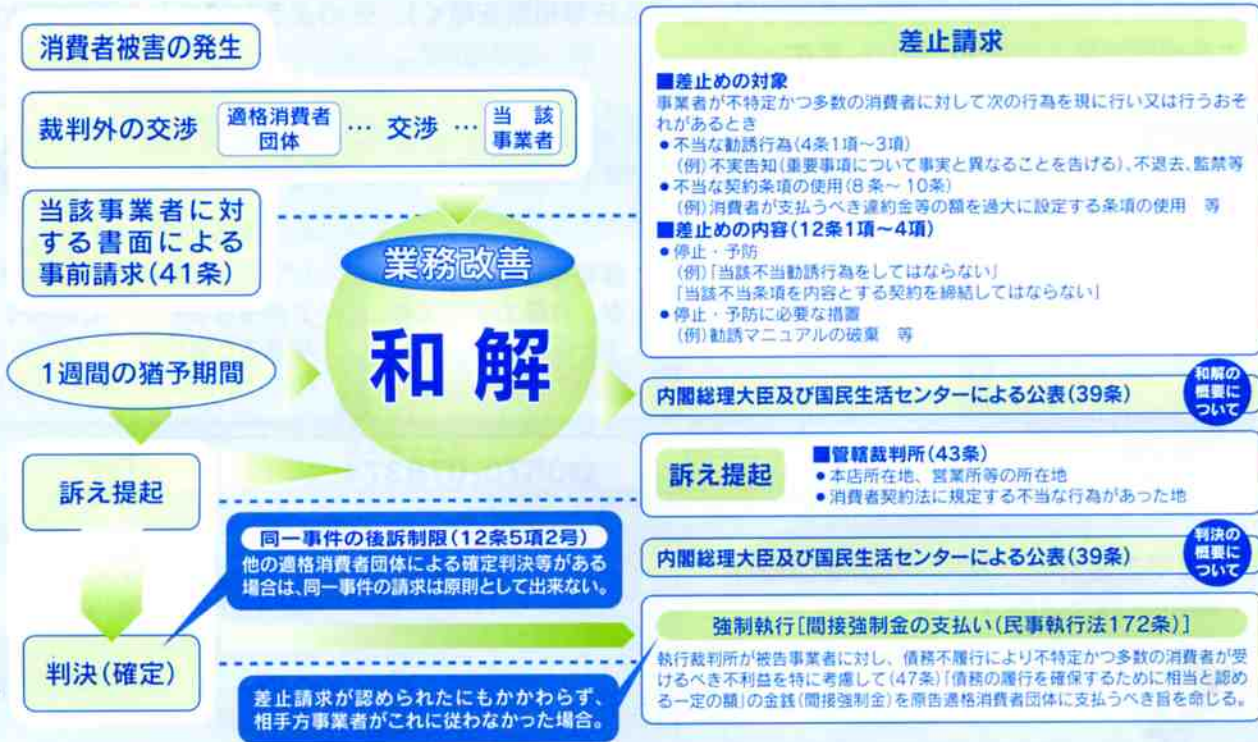


不当な行為に対する差止請求ができるようになります。

### 3. 差止請求の流れ

■他の適格消費者団体への通知

■内閣総理大臣への報告(23条4項・5項)



### Q&A

**Q1** 消費者としては、この制度にどのように関わっていけばよいですか。

**A1** 適格消費者団体の活動を消費者全体で支えていく、そのような関係の構築が重要です。適格消費者団体が行う消費者被害の情報収集活動(110番活動等)に身近な被害情報を提供したり、活動に賛同できる場合には、会員として参加したり寄附を行ったりすることが考えられます。

**Q2** 制度の濫用・悪用の懸念に対して、本制度ではどのような措置を講じていますか。

**A2** 本制度では、消費者全体の利益擁護の役割を担うにふさわしい実質を備えた消費者団体に限り、差止請求権を認めることとしています。具体的には、内閣総理大臣が適格消費者団体を認定することとし、認定後もその適格性が維持されるよう、報告徴収や改善命令など必要な監督措置も講じることとしています。また、適格消費者団体が適正に業務を実施し、国民に対し説明責任を果たすよう、財務諸表等の書類の閲覧など、団体の情報公開を徹底することとしています。

**Q3** どのようにして適格消費者団体による差止請求訴訟の結果やその活動等に関する情報を入手することができますか。

**A3** 適格消費者団体に関しては、制度上、情報公開措置を徹底することとし、  
 ①適格消費者団体は、消費者に対し、差止請求に係る判決や裁判外の和解の内容その他必要な情報を提供しよう努めなければならないとともに(第27条)、  
 ②適格消費者団体の事務所には、定款、役員等の名簿、財務諸表・事業報告書等所定の書類を備え置き(第31条第3項)、何人も、それらの書類について閲覧できる(第31条第4項)こととされています。また、公的機関による公表の仕組みも併せて整備することとし、  
 ③内閣府のホームページや国民生活センターを通じて、判決等差止請求の結果の概要を、広く国民に周知・公表すること(第39条第1項・3項)、  
 ④また、③と同様の方法で、適格消費者団体に関する情報を、国民に情報提供すること(第39条第2項・第3項)等の措置を講ずることとしています。

消費者団訴訟体制度に関する情報は、内閣府国民生活局のホームページ(消費者の窓)からご覧いただけます。  
<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/soken/index.html>

# 消費者団体訴訟制度

消費者の力を活かして、消費者被害の発生、拡大を未然に防止します。

## 1. 消費者団体訴訟制度の概要

### 現 状

個々の消費者は事後的措置(契約取消し等)で救済されても、他の消費者は被害を受ける可能性があります。

被害が広がる前に、事業者による不当な勧誘行為・契約条項の使用を差し止める必要があります。

消費者団体の事業者への改善申し入れは、法的裏付けがないため実効性において限界がありました。

消費者契約に関連した被害は、同種の被害が多数発生しています。

### 適格消費者団体

### 制度導入後

#### 消費者被害の未然防止・拡大防止

不特定多数の消費者の利益を擁護するために、適格消費者団体が、消費者契約法に違反する事業者の不当な行為に対して差止請求権を行使できるようになります。

(注)本制度における差止請求とは、

- 消費者契約法違反の行為(不当な勧誘行為・契約条項使用)を差し止めるものをいいます。
- 事業者の業務自体の停止を求めるものではありません。

#### 適格消費者団体とは

- 内閣総理大臣は、申請に基づき、適格消費者団体を認定。
- 適格要件
  - 特定非営利活動法人又は民法34条に規定する法人であること。
  - 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を主たる目的とし、その活動を相当期間、継続して適正に行っていること。
  - 体制及び業務規程が適切に整備されていること。
- 理事会の構成及び決定の方法が適正であること。
- 消費生活の専門家及び法律の専門家が共に確保されていること。
- 経理的基礎を有すること。等
- 内閣総理大臣による監督措置(更新制、立入検査、認定の取消し等)
- 徹底した情報公開措置(財務諸表等、判決及び和解等の概要)

## 2. 消費者契約法改正の必要性(消費者団体訴訟制度の導入)

### 現行消費者契約法における不当勧誘行為、不当契約条項の例

不当行為の類型	具体的に想定される不当勧誘行為、不当契約条項の例
①不実告知(4条1項1号)	「この機械を取り付ければ電話代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果の無い機械を販売。
②断定的判断の提供(4条1項2号)	元本保証のない金融商品を「確実に値上がりする」と説明して販売。
③不利益事実の不告知(4条2項)	眺望・日照を阻害する隣接マンション建設計画を知りながら、「眺望・日照良好」と説明し、当該マンション建設計画の事実を説明しないで販売。
④不退去(4条3項1号)	消費者の自宅等において、消費者が帰ってほしい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘。
⑤監禁(4条3項2号)	事業者の販売店等で、消費者が帰りたい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘。
不当な勧誘行為	
①事業者の損害賠償責任を免除する条項(8条)	いかなる理由があっても事業者は一切損害賠償責任を負わないものとする条項。
②消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等(9条)	消費者が解約した場合、支払い済の代金を一切返金しないとする条項。
③消費者の利益を一方的に害する条項(10条)	貸借契約において、借主に過重な原状回復義務を課する条項。
不当契約条項の使用	

(注) 消費者契約法の該当項目を記載。

①消費者契約に関連した被害は、同種の被害が多数発生しています。

②被害を受けた消費者については、消費者契約法により、個別的・事後的に救済することはできましたが、同種の被害の広がりを防止することは困難でした。

③消費者被害の発生・拡大を防止するため、事業者の不当行為自体を抑止する方策が必要になります。

④消費者全体の利益を守るため、一定の消費者団体に、事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める制度(消費者団体訴訟制度)が導入されることとなりました。

こうした制度は、我が国に先駆け、EU諸国において広く導入されています。